

第5回千葉海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和7年9月3日（水）午後1時26分から

2 場 所 千葉県自治会館9階第1・2会議室

3 出席者

委 員 石井 春人、鈴木 直一、佐久間 國治、中村 繁久、高橋 敏夫、
平島 孝一郎、佐藤 光男、酒井 光弘、小栗山 喜一郎、坂本 雅信、
和田 一夫、黒沼 吉弘、篠原 克二郎、本田 直久

専門委員 齋藤 御津久、嶋津 圭一、田邊 克巳

水産課 宮嶋課長
篠原漁業調整班長、五味主査
原口漁船漁業班長、植木副主査

漁業資源課 原課長
赤羽資源管理班長

水産事務所 銚子：末永所長
館山：迫所長
勝浦：荒井所長

水産総合研究センター 尾崎資源研究室長

事務局 永野副技監、高山副主査

4 議題

- (1) いか釣り漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
- (2) なまこ漁業の制限措置、許可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
- (3) 令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会第60回東日本ブロック会議に提出する議題等について
- (4) その他

5 審議経過

【永野副技監】

定刻前ではございますが、皆様おそろいでございますので、ただ今から第5回千葉

海区漁業調整委員会を開会いたします。

初めに、石井会長から挨拶を申し上げます。

【石井会長】

皆様には、お忙しい中、また残暑の厳しい中、第5回千葉海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、今期のサンマ棒受網漁が始まり、8月15日に初水揚げがありました。現在の漁場は東経160度の公海上のことです。

水産庁による今年のサンマ漁の見通しは、昨年並みの低水準としていますが、8月末現在の全国の水揚量は約4,900トンとなり、昨年の約2倍と大きく上回るペースで、魚体も昨年より大きいと聞いております。

今後も水揚げが続き、関係漁業者の皆様にとって、良い漁期になりますことを祈念しております。

また、先日、気象庁からは、黒潮の大蛇行が令和7年4月に終息したとの発表がありました。7年9か月もの間継続した、今回の大蛇行の終息により、本県漁業の状況が好転することを期待しております。

一方、水産資源、漁場形成等に大きな変化が生じる可能性も考えられます。県研究機関におかれましては、科学的な知見から漁業者へ御支援をいただきますようにお願いいいたします。

次に、前回の委員会以降の委員会の動きですが、7月に千葉・東京連合海区及び一都三県連合海区が開催されました。結果については、事務局から後ほど御報告させます。

本日御審議いただく案件は、いか釣り漁業及びなまこ漁業の制限措置等について、全漁調連東日本ブロック会議に提出する議題等についてです。

いずれも重要案件ですので、委員の皆様方の慎重審議をお願いして、御挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいいたします。

【永野副技監】

ありがとうございました。

ここで、本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。

本日の会議に出席できない旨の連絡のありました委員は、松本委員の1名でございます。

委員定数15名のうち14名の出席をいたいただいておりますので、漁業法第145条で規定する過半数の委員が出席されておりますので、本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。

次に、議長でございますが、委員会会議規程第3条の規定により石井会長にお願いいたします。

【石井会長】

それでは、議事に入る前に、本日の委員会に関し、傍聴の希望が1名ありました。漁業法第145条第3項及び委員会会議規程第15条の規定により認めることとします。傍聴人が入室しますので、しばらくお待ちください。

(傍聴人入室)

【石井会長】

傍聴人は、傍聴の受付でお渡しました注意事項を守ってください。

それでは、議事を進行します。

まず、本日の議事録署名人ですが、委員会会議規程第11条の規定により、私から指名します。高橋委員と坂本委員にお願いいたします。

続いて、議事に入ります。第1号議案「いか釣り漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」を上程します。

事務局から朗読をお願いいたします。

【高山副主査】

(朗読)

【石井会長】

事務局の朗読が終わりましたので、水産課から説明をお願いいたします。

【原口班長】

いか釣り漁業は、昭和44年から委員会指示に基づく承認漁業でしたが、令和2年に千葉県漁業調整規則を制定し、令和2年12月1日から知事許可漁業として取り扱ってきたところです。本許可については、有効期間が11月30日に満了となるため、その後の許可の取扱いについて諮問するものです。

初めに、いか釣り漁業の全般的な状況について説明しますので、資料の4ページを御覧ください。表は、令和2年から令和6年まで5年間の漁獲成績一覧です。

許可等は、千葉県では100隻、他県に4隻の合計104隻が許可されております。操業実績は、年により漁獲量は約63キロから1.7トン、漁獲金額では約10万円から300万円の実績がありました。

更新に際し、関係漁業者に聞き取りを行ったところ、操業を行っている漁業者は、従来どおりの内容で継続してほしい、実績のない漁業者も、操業に見合う状況になれば、操業を再開したいという意思が確認され、許可を継続してほしい旨の要望がありました。

県としても、特段の情勢の変化も認められないことから、許可の取扱いについては、従来どおりとしたいと考えております。

1号議案の内容について御説明しますので、資料の2ページを御覧ください。新規に許可等をする場合には、漁業法に基づき、「制限措置」、「許可又は起業の認可を申請すべき期間」、「許可の有効期間」を定める必要があり、お諮りするものです。

「制限措置」の内容については、資料の3ページを御覧ください。現行の許可方針を基に制限措置を定めており、(1) 漁業種類は、いか釣り漁業、(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、下表のとおり、(3) 船舶の総トン数は、5トン以上20トン未満、(4) 推進機関の馬力数は、定めなし、(5) 操業区域は、千葉県海面、(6) 漁業時期は、周年、(7) 漁業を営む者の資格は、下表のとおりです。

表を御覧ください。(7) 漁業を営む者の資格は、千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が千葉県の区域にある者、神奈川県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が神奈川県の区域にある者、(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、関係する漁協に申請見込み数を確認し、要望があった千葉県船104隻、神奈川県船1隻の合計105隻としております。

「許可又は起業の認可を申請すべき期間」については、調整規則第11条で1か月を

下らない範囲内とされており、令和7年10月10日から11月10日までとしたいと考えております。

最後に「許可の有効期間」については、許可方針どおり5年とし、許可の日から令和12年11月30日までとしたいと考えております。

以上で、説明を終わります。御審議くださいますようお願ひいたします。

【永野副技監】

事務局から、資料について補足説明をさせていただきます。資料の4ページに、漁獲成績に関する資料がございますが、一部グレースケールとなっている部分がございます。この部分は、許可数が少なく、漁業者個人の情報が特定されるおそれのある内容となってございます。本日の委員会では審議するための重要な要素となりますので資料として示させていただきますが、後日、ホームページ上で委員会の協議状況を議事録と共に公開するときの会議資料の中では、非公開とする部分としております。今後も、許可の一斉更新に当たりましては、委員会資料としては漁獲成績を提示することになりますが、同様な考え方で公開には対応したいと考えております。

以上です。よろしく御審議くださいますよう、よろしくお願ひします。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

御意見・御質問がございましたらお願ひいたします。黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

今回は、令和2年に行った承認制度から、この5年間の新たな制度になってきたという時期にはなっていると思うんです。初めての更新の時期なんですけども、それも踏まえて、初めての5年間を経過した中で、今まで単年度だったと思うんですけども、特に何か課題になるようなこと、行政上、課題になるようなこととか、あるいは逆にプラスになったなというようなことがあつたら教えていただけたらと思います。

単なる振り返りで恐縮なんですけども、教えていただければと思います。

【石井会長】

水産課、よろしいですか。

【原口班長】

改正漁業法では、全ての知事許可漁業で、漁獲成績報告書による報告が義務付けられております。承認制度から許可制度に移行し、いか釣り漁業の操業実態を正確に把握ができたところがあるかと思います。

ただ、一方で、操業実績はなかなかありませんでした。

【石井会長】

黒沼委員、よろしいですか。

【黒沼委員】

分かりました。違う時期に、また聞かせていただきます。よろしくお願いします。
ありがとうございます。

【石井会長】

そのほかに何か御意見・御質問ございましたら。よろしいですか。

特にほかに御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に入ります。

第1号議案「いか釣り漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について(諮問)」の原案に賛成の委員は举手をお願いします。

(举手全員)

【石井会長】

举手全員により、第1号議案は原案どおり可決・決定いたします。

なお、第1号議案につきましては、県報に公示する必要がございます。公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私と事務局に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、第2号議案「なまこ漁業の制限措置、許可を申請すべき期間及び許可の有効期間について(諮問)」について、上程します。

事務局から朗読をお願いいたします。

【高山副主査】

(朗読)

【石井会長】

続いて、水産課から説明をお願いいたします。

【原口班長】

本県のなまこ漁業については、漁業権に基づく操業以外のなまこの見突きなどの漁業について、令和2年の千葉県漁業調整規則制定時、新たに知事許可漁業に加え、取り扱ってきたものです。本漁業の許可については、有効期間が11月30日で満了となるため、その後の許可等の取扱いについて、諮問するものです。

初めに、漁業の全般的な状況について説明しますので、資料の14ページを御覧ください。表は、令和2年の12月から令和6年まで5年間の漁獲成績一覧です。現在の許可の人数は、合計10人です。漁獲量は年により0から約1.2トン、漁獲金額は0円から約113万円の実績がありました。

更新に際し、関係漁業者に聞き取りを行ったところ、令和6年はいずれの漁業者も操業実績はありませんでしたが、操業に見合う状況になれば、すぐにでも操業を再開したいという意思が確認され、許可を継続してほしい旨の要望がありました。県としても、以上の状況から、許可の取扱いについては、従来どおりとしたいと考えております。

第2号議案の内容について御説明しますので、資料の12ページを御覧ください。

第2号議案は、新規に許可等をする場合には、漁業法に基づき「制限措置」、

「許可を申請すべき期間」、「許可の有効期間」を定める必要がありお諮りするものです。

「制限措置」の内容については、資料の13ページを御覧ください。現行の許可方針を基に制限措置を定めており、(1)漁業種類は、なまこ漁業、(2)許可をすべき漁業者の数は、下表のとおり、(3)操業区域は、下表のとおり、(4)漁業時期は、周年、(5)漁業を営む者の資格は、下表のとおり。

表をご覧ください。(3)操業区域については、資料の15ページ、なまこ漁業の許可方針の第3、新規の許可に係る制限措置の(3)を御覧ください。操業区域は、所属する漁業協同組合が免許を受けた第1種共同漁業権の区域（なまこ漁業が漁業権の内容となっている場合を除く）、ただし、他組合の地先海面については当該事業者の同意があった場合及び共同漁場権漁業の存在しない海面については、操業区域に加えることができるとしております。資料の13ページを御覧ください。許可方針に基づき、それに応じた操業区域を記載した形です。

(5)漁業を営む者の資格は、操業区域に係る第1種共同漁業権の組合員行使権者です。

(2)許可をすべき漁業者の数」は、関係する漁協に申請見込み数を確認し、要望のあった16人としております。

資料の12ページを御覧ください。許可を申請すべき期間」については、調整規則第11条で1か月を下らない範囲内とされており、令和7年10月10日から11月10日までとしたいと考えております。

最後に、「3 許可の有効期間」につきましては、許可方針どおり5年の許可とし、許可の日から令和12年11月30日までとしたいと考えております。

以上で、説明を終わります。御審議くださいますようお願ひいたします。

【石井会長】

議案の朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

御意見・御質問がございましたらお願ひいたします。

黒沼委員、お願ひします。

【黒沼委員】

ありがとうございます。先ほどの質問とよく似ているんですけれども、今回は許可をすべき漁業者の数が、13ページに記載されているように、16名というふうになっていると思います。

以前は10名程度だったと思うんですけれども、これが、要するに、たしか富津市地先海面の下から2番目の方が、3名だったのが2名になって、いすみ市の地先海面が、1名だったのが7人になった結果ということだと思うんですけども、結果として、以前の10名よりも16名に増えたということなんんですけど、もちろんこれ、実際の漁獲をしていないから、資源に対する圧というのはほとんどないと考えていいと思うんですけども、こういうような場合に、どういうふうに資源の管理を考えていくのかということを、その考え方を教えていただければと思います。

要は、減っている分には、確かに漁獲圧はないんですけども、漁業者数が増えていった場合、あるとき突然、価格がよくなっているとか、いろんな要素が考えられると思うので、何かそれに対する考え方をございましたら教えてください。

以上です。

【石井会長】

水産課、よろしいですか。

【原口班長】

今回の許可漁業の種類としては、見突き漁や素潜り漁が考えられます。

また、漁業者が増えた場合の漁獲圧が資源に与える影響とは少ないと考えております。

【石井会長】

黒沼委員、よろしいですか。

【黒沼委員】

はい。よろしいです。またよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございます。

【石井会長】

そのほか何か御意見・御質問ございませんか。

ほかにないようですので、質疑を終了し、これより採決に入ります。

第2号議案「なまこ漁業の制限措置、許可を申請すべき期間及び許可の有効期間について(諮問)」の原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

【石井会長】

挙手全員により、第2号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、第2号議案につきましては、県報に公示する必要がございます。公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私と事務局に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、第3号議案「令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会第60回東日本ブロック会議に提出する議題等について」を上程します。

事務局から朗読と説明を願います。

【高山副主査】

(朗読)

続いて、御説明させていただきます。20ページを御覧ください。

本議案は、全国海区漁業調整委員会連合会が国に対して行う令和8年度の要望活動に向けて、千葉海区漁業調整委員会から提出する要望案について御審議いただくものです。

これまで千葉海区からは、太平洋クロマグロの資源管理、マサバ太平洋系群の資源の安定確保に向けた必要措置、公海におけるサンマ・マサバの資源管理及びカツオ

資源の管理強化の4課題を要望しております。事務局では、これまでの千葉海区の要望の経過等を踏まえまして、これまでの4課題を継続要望する案を整理いたしました。

それでは、個別の要望案の内容を御説明いたしますので、委員会資料とは別に御用意しております、A3で右上に資料1と書かれた資料の1ページ目を御覧ください。

要望項目については、この資料にそれぞれ2つ表がございまして、「(1) 要望に至った経緯」、「(2) 要望内容」の2つで構成されております。

まず、(1)の要望に至った経緯についてですが、表の上段の左側が令和6年度に提出した経緯の内容、右側が今年度提出します令和7年度案になります。

次に、ページの下にあります(2)要望内容についてですが、表の左側から御説明しますと、令和6年度に提出した要望内容、次に左から2番目の欄は、ブロック会議等を経て、全漁連が各都道府県の要望を取りまとめまして、国へ提出した要望内容となっており、昨年度の本委員会の意見が反映された形となっております。

次の3つ目の欄は、2番目の全漁連の要望に対する中央省庁担当者からの口頭による回答になります。

最後に、一番右側の欄が7年度の要望案になります。下線を付した箇所が昨年度からの変更点になります。

説明の流れとしましては、まず、昨年度の要望に至った経緯と要望内容について御説明した後、これに対する中央省庁の回答について御説明いたします。その後、今年度の(1)の要望に至った経緯について、主に変更箇所となる下線部について触れた後、(2)の要望内容の変更点、この順番に御説明をさせていただきたいと思います。

初めに、「1 太平洋クロマグロの資源管理について」でございますが、1ページ目から2ページ目になります。1ページ目の表の上段左の枠となりますと、昨年はクロマグロの資源評価を実施した年であり、その結果、資源量は資源回復目標を達成したとされました。しかしながら、増枠が認められた場合においても、特に半減措置の小型魚は厳しい管理下にあること、また、急激に資源回復がしている中、ISCによる資源評価は2年ごとであること、一方で沿岸漁業では、来遊が増える中で漁獲枠を守るための放流等の負担が増えていることなどの現場の状況から、1ページの表の下段の左枠のとおり、知事管理の配分を増やすこと、2つ目が定置網における全国枠

の確保などの仕組みを確立すること、3つ目が資源評価の毎年の実施、及び4の支援事業の充実の4項目を要望しております。

これに対する国の主な回答、こちらが3つ目の欄になりますが、増枠の配分については、近年の漁獲実績をベースとしつつ、特に大型魚については、放流等の負担が大きい沿岸漁業に配慮した配分を行ったところ、国の留保枠からの配分については、小型・大型魚ともに全量を沿岸漁業に配分している。2ページを御覧ください。次回の漁獲上限の見直しは、現在議論中の新たな管理方針に基づき行われる見込みである、資源評価は相当な時間と労力を費やして実施されるものであり、1年では資源評価に係るデータの更新が限定的なため、1年ごとの資源評価は現実的ではない、また、混獲回避のための休漁支援については予算を確保するとともに、小型魚から大型魚への漁獲対象を転換する取組を支援する事業を開始するなど、支援策のさらなる拡充を図っているところ、など国からの回答がございました。

このような状況を踏まえまして、令和7管理年度からは、大型魚は1.5倍、小型魚は1.1倍の増枠がなされているところですが、依然として、過去の漁獲実績を下回る水準であること、また、漁業の実態を速やかに漁獲枠へ反映させるため、引き続き1年ごとの資源評価を求めていく必要があること、依然、定置網での放流作業にかかる労力が多大となっていることなどから、1から4については、継続して要望していくことが必要と考えます。

1ページ上段の右側、(1) 要望に至った経緯についてですが、こちらは現在の情勢を反映、修正しております。国の回答にもあるとおり、次回の資源評価については、前回の資源評価から3年を空けた2027年に実施予定であり、その内容に修正しております。

また、中西部太平洋まぐろ類委員会の動向について、追記をしております。現在、資源量に応じて自動的に漁獲枠を定める管理方式に移行することが国家間で合意されておりますが、その中で、漁獲制御ルール、通称HCRと呼ばれておりますが、目標とする資源水準を決め、これを下回れば漁獲枠を削減するといったルールの内容について議論がなされました。各国で意見の隔たりがあり、合意には至っておりません。

次に、小型魚の漁獲枠については、過去の実績の半分のままという表現でしたが、今年度の増枠を受けまして表現を修正しております。

次に、定置網の放流作業に関して、これまで「影響が懸念される」から「影響が生じている」に改めまして、字句等を修正しております。

続いて、1ページ下段から2ページの一番右枠の要望内容についてですが、(3)のみ字句を修正しております。

先ほど説明しました、国際会議で議論されている漁獲制御ルールについてですが、国によっては高い資源水準を目標にすべきとの提案がなされているため、この内容によつてはクロマグロの漁獲枠の設定に影響がございますので、過度な管理基準の設定により、漁業者の操業機会が失われることがないよう働きかけることを求める内容に修正しております。クロマグロについては以上となります。

次の項目に移ります。資料の3から4ページの「マサバ太平洋系群の資源の安定確保に向けた必要措置について」になります。

令和6年度の要望内容については、4ページの一番左枠のとおり、マサバの親魚量は大きく減少し、厳しい状況であることなどから、1は、引き続き大中型まき網に対する資源管理の取組を強化とロシア漁船の操業状況の注視と我が国漁船の安全操業の確保、2は、伊豆諸島海域での大中型まき網漁業の操業指導及び3の監視・取締りの強化の3項目で要望しております。

これに対する国の主な回答ですが、4ページの右から2番目の枠にあるとおり、回答の上から2点目として、ロシアとの漁業交渉において、禁止期間・禁止区域の設定等規制を行つてはいる。引き続き、資源管理の効果が損なわれることのないよう漁獲量等の監視・取締り等を行う。

3点目として、伊豆諸島近海海域においては、数量管理を基本としつつ、漁業調整と資源管理が両立するよう指導してまいりたい、などとなっております。

これらを踏まえまして、サバの資源状況が減少していく中、大中型まき網、ロシア漁船の操業に対する管理強化、安全操業の確保は引き続き重要でございますので、事務局としましては、1から3は継続して要望していくことが必要と考えます。

3ページにお戻りください。表の右枠、(1)要望に至った経緯についてですが、最新の水研機構等の資料に沿つて修正を行うとともに、先日黒潮大蛇行が終息したとの発表を受けまして、「黒潮の大蛇行が過去最長」という表現を修正しております。

また、ロシアの大型トロール漁船について、日本の排他的経済水域におけるロシア漁船の漁獲量は6万トン近くの水揚げが続いておりましたが、令和5年、6年について

は、おおむね1万2,000トンから1万3,000トンと大きく減少しておりますので、こちらについては、「近年減少傾向」という表現に修正しております。

続いて、4ページの一番右枠、(2)の要望内容についてですが、こちらは1のみ字句を修正しております。

日ロ双方の排他的経済水域における相互の漁船の漁獲割当量については、日ロ地先沖合漁業交渉により毎年決定しておりますが、ロシアの排他的経済水域における日本漁船の漁獲枠の消化率は2~16パーセントと極めて低い状況で推移しておりますので、このような実態を踏まえた上で割当量の交渉を求める内容に字句を修正しました。

2、3については、大きな情勢の変化がないため、同文にて要望する考えです。

次に、資料5から6ページは、「公海におけるサンマ・マサバの資源管理について」になります。5ページの左側の枠の(1)要望に至った経緯につきましては、サンマの資源量は歴史的低水準とされていること、マサバについては公海における漁獲制限措置が始まったばかりであり、その措置は、科学的な資源評価を基に設定されたものではないことから、資源調査の充実と資源の来遊に及ぼす影響の評価、国際的な資源管理措置を求めておりました。

これに対する国の主な回答は、6ページの右から2番目の枠のとおりでして、北太平洋漁業委員会において公海におけるTACは、サンマを10パーセント、マサバは3割削減しており、引き続き関係国に働きかけを行っていく、公海上での調査船調査や人工衛星を活用した外国漁船の動向把握等を進めるとともに、資源評価の精度向上を図っていくなどとなっています。

これを踏まえまして、サンマ・サバの資源が低水準である一方、公海における漁獲割合は高い状況が続いているため、事務局としましては、1の項目は継続して要望していくことが必要と考えます。

5ページの右側の枠、(1)要望に至った経緯については、資源評価結果や管理措置など、北太平洋漁業委員会の動向について、この内容を更新しております。要望内容については、6ページの一番右の枠となりますが、引き続き、これまでと同じ内容で要望することを考えております。

最後に、資料7ページの「カツオ資源の管理強化について」になります。(1)要望に至った経緯については、資源評価では乱獲状態ではないとされておりますが、長期的にカツオの親魚量の資源が減少傾向にあること、また日本近海のカツオ漁獲量

は低調な状況が続いていることなどから、引き続き、資源調査の充実により来遊量の減少について減少要因を科学的に明らかにし、科学的根拠に基づいた資源管理措置を国が主導するよう要望しております。

これに対する国の主な回答は、我が国沿岸へのカツオの来遊量の回復に向けて、実効性のある国際的な資源管理の実施と認識を水産庁も共有している、WCPFCでは、親魚量が一定の水準を下回った場合に、漁獲努力量や漁獲量の水準を減らす手続等が進められている、本年、令和7年に国際会議において資源強化が実施予定であり、結果を踏まえ、翌年にはカツオ等の保護管理措置について必要に応じ見直しを働きかけるとの回答でした。

これらを踏まえまして、依然として日本近海のカツオ漁獲量の低迷が続いていることから、事務局としましては、1は継続して要望していくことが必要と考えます。

表の上段にあります（1）要望に至った経緯については、大きな情勢変化がないため、前年と同文としております。

（2）要望内容については、表下段の一番右側の枠となります。基本的には同じ趣旨ではございますが、文章を校正しまして、今年実施が予定されている最新の資源評価に基づいた管理方式・管理措置の見直しを求める内容に修正いたしました。

以上が提出資料の説明となります。

また、今後のスケジュールにつきましては、10月20日の開催予定の全漁調連東日本ブロック会議で協議され、ブロックとしての意見が取りまとめられます。その後、全漁調連において、中日本、西日本などのほかのブロックの要望も合わせた上で要望書案を取りまとめ、令和8年度の通常総会で審議・決定した上で、令和8年7月頃に国に対して要望活動が行われる予定となっております。

なお、参考としまして、資料2が、全漁調連が行った今年度の要望活動結果に関する資料になります。この資料については、全漁調連がブロック会議用に取りまとめた資料であり、取扱注意とさせていただきます。

説明は以上となります。よろしく御審議くださいますようお願ひいたします。

【石井会長】

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

御意見・御質問がございましたらお願ひいたします。黒沼委員。

【黒沼委員】

ありがとうございます。1つだけ、確認で教えてください。先ほど御説明いただいた太平洋クロマグロの資源管理についてなんですが、こちらの資料1のほうの2ページの一番右側に書いてある千葉海区漁業調整委員会要望（案）という方なんですが、ここには下線が引いてあるように、過度な管理基準の設定によって云々ということが書いてあるんですが、この過度というのが、先ほどの御説明では、ある国が資源管理の水準を非常に高めて設定しようとしている、ようなことをおっしゃっていたんですけども、それはWCPFCなのか、ISCなのか、それとも両方なのか、それを教えてください。

多分、国際管理団体の中でも意見が分かれるところじゃないかなと思ったものですから、確認までに教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

【石井会長】

事務局お願いします。

【高山副主任】

こちらは、新聞報道等によりますと、WCPFC、中西部太平洋まぐろ類委員会北小委員会の中で議論があったとのことです。初期資源量20パーセントを当初目標としておりましたが、その会議の中では、一部の国からこれを大きく越えた基準値の提案があったという報道がございましたので、このように書かせていただきました。

【石井会長】

よろしいですか。

【黒沼委員】

どうもありがとうございます。

【石井会長】

ほかに御意見・御質問ございませんか。

ないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第3号議案「令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会第60回東日本ブロック会議に提出する議題等について」の原案に賛成の委員は举手をお願いします。

(举手全員)

【石井会長】

举手全員により、第3号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、議題（4）のその他ですが、皆様、何かございませんか。よろしいですか。

特になければ、議題を全て終了します。

次に、会議次第5のその他ですが、皆様、何かございませんか。

特になれば、水産課からお願いします。

【原口班長】

利根川尻さば漁業の操業調整会議の結果について、報告します。

資料3を御覧ください。利根川尻さば漁場をめぐっては、東日本さば釣漁業協会及び千葉県沿岸漁業者協議会と北部太平洋まき網漁業協同組合連合会との間で申合せ等が結ばれております。この申合せ等の有効期間が今年の7月31日をもって満了となることに伴い、双方から申合せ等の改廃の申入れがあったため、水産庁及び千葉県が立会人となり、7月23日に東京都で調整会議が開催されました。

3出席者は、記載のとおりです。

概要は、4（3）を御覧ください。初めに、沿岸側からの申入れ内容は、マサバ未成魚の越冬場とされる利根川尻漁場での資源保護が必要という考えから、「利根川尻さば漁場におけるさばまき網漁業の条件」が付されている大中型まき網漁業に関する、千葉県一の島燈台正東線以南の海域における夜間操業の周年禁止、申合せ等の延長及び申合せに係る念書の「日出前2時間までの投網を認める」とするただし書きの削除を求めるものでした。

一方、北まき側からの申入れ内容は、犬吠埼燈台135度の線以北のさばまき網操業期間を「12月11日正午から翌年2月1日正午まで」から「12月11日正午から翌年3月1日正午まで」に1か月延長するよう求めるものであり、双方令和5年と同様の内容でした。

協議した結果としてお互いに相手方の申出を受け入れることができない旨の回答が

あり、水産庁が申合せ等を従来どおりの内容で2年間延長することを提案し、双方が受け入れ合意がなされました。

当日は、確認書に関係者の仮署名が行われ、後日、本調印が行われました。

なお、「通称ゾウノハナ」に関する覚書に関する確認書の取扱いは、別途当事者間で協議することとなっております。

議事終了後、ロシア船の操業に関する情報提供として、東日本さば釣漁業協会及び千葉県沿岸漁業者協議会に対して、水産庁の国際課から、日ロ漁業委員会第41回の会議の結果についての説明がありました。

結果報告は以上です。

【石井会長】

ただいまの報告について、御質問等ございましたらお願ひいたします。よろしいですか。

特になければ、続いて、事務局からお願ひします。

【高山副主任】

それでは、事務局から、先日開催されました連合海区の件について御報告いたします。

去る7月22日、東京都内において、千葉・東京連合海区漁業調整委員会が開催されました。また、7月29日に一都三県連合海区漁業調整委員会が開催されております。お暑い中、委員の皆様には御出席いただきありがとうございます。

こちらの連合海区については、さば漁業に関する各都県の許可漁業について審議がされたところです。7月の当委員会で御審議いただきました、火光利用さば漁業、敷網漁業に関する許可については、審議されまして、原案のとおり決議されました。

許可期間も従来の1年から3年にする内容となりまして、今後は許可期間中に新規の希望があった場合は追加公示について対応する予定ですが、追加公示等がなければ、次回の連合海区の開催は許可期間が満了する令和10年になる予定です。

御報告は以上になります。

【石井会長】

ただいまの報告について、御質問等ございましたらお願ひいたします。
特になければ、会議次第5のその他を終了し、会議次第6の事務局連絡事項に移ります。それでは、事務局からお願ひいたします。

【高山副主査】

(事務連絡)

【石井会長】

それでは、これをもちまして、第5回千葉海区漁業調整委員会を閉会します。皆様、
おつかれさまでした。

午後2時27分　閉会